

東海発電所及び東海第二発電所の安全性確保と廃炉を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、人類史上未曾有の原発事故となり、原発で過酷な事故は起きないという「安全神話」は崩れ、私たちは、生存に不可欠な水、大地、食べ物、空気が汚染されるという危機のさなかにあります。事故により放出された膨大な量の放射性物質は日本全域に広がり、市民や特に子どもを持つ母親たちに計り知れない不安を与えています。

東海村にある東海第二発電所では、3月11日の東日本大震災により、外部電源が失われ、非常用発電機でかろうじて原子炉を冷却しましたが、その後の津波があと70センチメートル高ければ、すべての冷却機能が失われ、福島第一原子力発電所と同じような深刻な事態になるところでした。東海第二発電所の30キロ圏内は、約100万人が住む人口密集地帯であり、大事故が起これば茨城県にとどまらず、関東全域に大きな被害をもたらすこととなります。

東海第二発電所は運転開始から33年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きています。また、発電所の周辺では、複数の活断層が連動することによって起こる巨大地震の危険性が指摘され、東海第二発電所の他、廃炉となっている東海発電所の安全性確保も喫緊の課題です。

以上を踏まえて、下記事項について強く求めます。

記

- 一．原子力災害対策特別措置法及び原子力防災計画を見直し、東海発電所及び東海第二発電所の万全なる防災対策をはじめ、徹底した安全対策や避難計画を立てること。
- 一．住民合意のないままに東海第二発電所の再稼動を認めないこと。さらに、東海第二発電所の廃炉を事業者に求めること。
- 一．原子力にかわる代替エネルギーを確保した、我が国「エネルギー基本計画」の早急な見直しを求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年8月9日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、
茨城県知事